



12月議会

民間企業への学童クラブ事業委託に反対

放課後児童健全育成事業、本村においては、学童クラブ事業は、「こども・子育て支援新制度」によって、市町村事業になり、市町村の責任が明確になりました。

事業の目的は、就労などにより、昼間保護者がいない家庭の子どもに、放課後や長期休暇において、安全で豊かな生活の場を確保することで、子どもの健全な成長発達を保障するとともに、保護者・市民の働く権利を守ることにあります。

本村では、法整備に先がけて平成15年度から保護者の会を指定管理者とする公設民営化での事業運営がなされてきました。私どもは、公的責任がなかった当時、村が施設を設置し、保護者の会が指定管理者制度による受託者となるとの提案について、「管理運営は保護者の会のそれまでのノウハウを生かしながら、児童が安全に安心して放課後を過ごす場の提供ができるのであれば」と、2点の不安を抱えつつ賛成をしました。

不安の1つは、保護者の会の方々が、学童クラブの利用者である一方、当然働きながら指定管理者として事務作業を行うことによる負担の重さです。公設民営が始まってすぐに、事務量の多さなど負担が大きいとの声が良く聞かれました。

2つ目は、村が、福祉と教育の性格を併せ持つ学童クラブの管理運営を、保護者の会だけではなく民間企業等に委託できる制度として進める事から、いつかは民間企業などを指定するのではないかということです。

今回の指定の提案に至った背景の1つには、これら心配をしていたことの解消策を私どももこれまでに具体的提案ができなかったこと、執行部側も本格的に解消策を検討し手立てを講じてこなかったことが挙げられます。しかし、解消策の検討は本来、暫定的な対処策を講じながら、今からでも十分間に合ったはずですが。

公的責任がなかった時代から並々ならぬ苦労を重ねながら運営してこられた保護者の会の方々のノウハウを村が尊重し、支援し、本村の学童保育を守ろうとする姿勢があったならば、全国の経験を学ぶなど知恵はいろいろあったはずですが。

ところが、本当に残念なことに、学童クラブ事業を、現在村が強力に推し進めている行革の検討対象にあげてしまったことです。担当課は行革ではないと言いますが、だったらまず、自治体を民間企業の利潤追求の場となる方法は避けるべきでした。ましてや子どもの成長にかかわる事業で行うべきではありません。しかし今回の説明では、「民間への委託が望ましい」としていることから行革の視点からの措置であることは明らかです。

今、自治体の委託は、指定管理者制度で行うとされている中では、福祉や教育分野から行革を推進している本村は、公共サービスや公の施設の管理運営のノウハウを持つ大企業に次々と支配される村となりかねません。そして市場原理による仕組みが最も効率的だとの思想が蔓延し、民主的コントロールは否定される、また利権の温床なども懸念されます。

村は、国が財界いいなりに定めた指定管理者制度のそもそもの狙いをしっかり見きわめることが重要です。制度への何の懸念も持たず、関係する住民との協議も不足し、議会に対しても議場で十分議論する機会をつくらずに、これほどの重要な変更を行ってしまおうとする今の執行部のあり方に、今後のその他の村政運営においても公的責任はますます後退させられると危惧するものです。

本村内のもともと持っている力をどう引き出し発展させるのか、こうしたことに力を入れずに、真の協働のまちづくりができるのでしょうか。学童クラブの指定管理者に民間企業を指定する本議案には反対します。